

令和6年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和6年12月12日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和6年12月12日
午前 8時59分
1. 閉 会 令和6年12月12日
午前11時41分

書記 松本 史子

1. 会議に付した事件

議案第99号 西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第100号 西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第101号 西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について

議案第102号 西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について

議案第105号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第106号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第107号 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について

議案第108号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第109号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第110号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第111号 西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

議案第114号 南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第117号 令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）

議案第120号 令和6年度西予市下水道事業会計補正予算（第3号）

1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 出席委員

委員長 兵頭 学
副委員長 山下 昌和
委員 宇都宮久見子
委員 宇都宮俊文
委員 河野 清一
委員 森川 一義

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

建設部長 三瀬 計浩
産業部長 兵頭 章夫
上下水道課長 紙崎 順一
建設課長 宮本 勘滋
経済振興課長 岡田 拓郎
農業水産課長 松末 博
林業課長 酒井 淳二
野村支所産業建設課長 酒井 康次
上下水道課長補佐 大内 俊二
上下水道課長補佐 清水 宣行
上下水道課係長 山本 裕樹
上下水道課係長 山本 新也
建設課長補佐 桐山 正男
建設課長補佐 松本 幸祐
建設課長補佐 大塚 洋平
経済振興課長補佐 野本 伸治
ギャラリーしろかわ館長 森岡 光雄
農業水産課長補佐 林 敬次
農業水産課課長補佐 濱田 信也
野村支所産業建設課長補佐 井上 秀文
城川支所地域生活課主幹 稲田 亜紀夫
農業水産課係長 山口 勝範
農業水産課係長 那須 重昭
林業課長補佐 清家 祐一
林業課係長 織田 喜子
城川支所産業建設課係長 大麦 晃裕

1. 出席議会事務局職員

開会 午前8時59分

○山下副委員長

これより、令和6年第4回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○兵頭委員長

挨拶を行う。

○山下副委員長

次に、三瀬部長より挨拶をお願いいたします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○山下副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それでは、これより進行は委員長が行います。

【建設部】

【建設課】

○兵頭委員長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」建設課所管分について御説明申し上げます。

歳出が予算書20ページ、歳入が12ページとなります。資料のほうは、事前にお配りしております説明資料①を御覧ください。8款2項1目県営道路事業負担金事業におきまして、18節負担金補助及び交付金289万5000円を増額するものでございます。当事業は、愛媛県が市内で実施する道路事業に対して、愛媛県土木建設事業負担金条例第2条に基づき、市の負担金、事業費の7%を支出する事業ですが、愛媛県9月補正にて、地震防災関連道路緊急整備事業4路線が追加されたことにより、負担金の増額となっております。財源内訳は起債、旧合併特例債になりますが、220万円。残りの69万5000円は、一般財源となります。

続きまして予算書21ページになります。資料のほうは説明資料②を御覧ください。8款2項3目市道古市宮田線改良事業及び市道朝立1号線

改良事業におきまして、財源内訳の変更と工事請負費の追加を行うものでございます。内容としましては、令和5年度からの繰越事業、橋梁新設・撤去事業（野村）は、野村町石久保橋の架け替え工事でございます。愛媛県の受託工事として行っておりますが、河川内工事で非出水期での施工と時間的制約があり、事業費ベースで2140万円の減額となる見込みでございます。これに伴いまして、財源内訳、国庫支出金ベースで1000万円の減額となる予定でございます。そこで、令和5年度のこの補助金を令和6年度の2事業へ再充當し、市の財源負担軽減と事業の進捗を図りたいという考えでおります。説明資料②の下段にお示ししてあるとおり、内示額の減額により、国庫支出金ゼロ配当としておりました市道古市宮田線へ、国庫支出金として900万円を充當し、繰越事業の市道朝立1号線へ、今年度予算として200万円の事業費を計上いたします。そして、100万円の国庫支出金の充当を行う予定でございます。歳入のほうは予算書10ページが国庫支出金、国庫補助金分、12ページが、市債分となっております。

続きまして、予算書20、21ページになります。8款2項2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業におきまして、13節重機借上料400万円を増額するものでございます。当事業は、建設課が所管する市道や法定外公共物の維持管理事業でございますが、野村地区において、市道の崩土除去対応箇所が多数発生しており、当初予算分では不足し、事業内流用で対応している状況でございます。財源は一般財源となります。

続きまして、同じく予算書は21ページになります。8款4項1目港湾施設維持管理事業におきまして、10節光熱水費19万1000円を増額するものでございます。当事業は三瓶地区港湾施設の光熱水費、修繕料、施設の維持管理に係る経費を計上しておりますが、このうちの電気料について、料金改定等の影響により、電気料が不足するものでございます。こちらも財源は一般財源となります。

以上で「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」建設課所管分の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

先ほどの説明の中で、朝立1号線改良事業の200万円の増額について、200万円の内訳をもし分かれば、お願ひしたいと思います。

○宮本建設課長

市道朝立1号線の内容でございますが、今年度につきましては、令和5年度からの繰越事業を継続してやっております。その延長が、起点側から約37メーターを行っておりますが、その区間の舗装工事を今年度200万円分追加発注したいと考えております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔委員長交代〕

○兵頭委員

先ほどの説明で、負担金事業の地震対策、路線で4路線が増えたので、負担金が増えたという説明だったと思いますが、その4路線の路線名は、お分かりでしょうか。

○宮本建設課長

追加した4路線でございますが、1つ目が城川橋原線、2つ目が大茅辰口線、3つ目が肱川公園線、4つ目が高瀬松渓線、この4路線となっております。

○兵頭委員

この4路線が新たに地震対策の路線として認定されたということでよろしいんですか。

○山下副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時11分)

○山下副委員長

再開を告げる。(再開 午前9時11分)

○宮本建設課長

先ほどの質問ですが、4路線は、新たに新規で採択されたものではなくて継続契約出来たもの、補正で追加されたという内容でございます。

○山下副委員長

〔委員長交代〕

○兵頭委員長

ほかに質問ありませんか。

○森川委員

港湾施設の場所はどこになりますか。

○宮本建設課長

はい。港湾施設の位置ですけども、西予市で港湾施設は三瓶地区がございます。三瓶町の朝立、潮彩館あたり、この辺の工事になります。

○兵頭委員長

ほかに質問はありませんか。

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算(第7号)」建設課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時12分)

【上下水道課】

○兵頭委員長

再開を告げる。(再開 午前9時15分)

これより、上下水道課所管分について、審査いたします。

まず、議案第114号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎課長

議案第114号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

別添の資料を御覧ください。本件は、南予地方水道水質検査協議会の構成団体である、津島水道企業団が、令和7年4月1日に宇和島市水道事業と事業統合するため、解散することに伴います、脱退により、南予地方水道水質検査協議会を組織します地方公共団体の数を9団体から8団体に減少させ、その協議会規約を改正することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いをいたします。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 114 号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」上下水道課所管分を議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎課長

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」上下水道課所管分、県条例水道と事業の補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、利率の改定に伴い基金利子及び基金積立金の予算を調整するものでございます。

一般会計補正予算書の 11 ページをお開きください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金では、1 節利子の補正額 252 万 2000 円のうち、県条例水道等基金利子を 2 万 2000 円増額するものでございます。内訳としましては、宇和分の利子を 1000 円増額、野村分の利子を 1 万 8000 円増額、城川分の利子 3000 円増額をしております。

続きまして 24 ページをお開きください。基金利子を増額したことに伴いまして、13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、24 節積立金の補正額 545 万 2000 円のうち、県条例水道等基金積立金に、宇和分積立金 1000 円、野村分積立金 1 万 8000 円、城川分積立金 3000 円、合計 2 万 2000 円を増額しております。

以上で県条例水道等事業に関する補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上御決定いただきますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」上下水道課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 120 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」についてを議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎課長

議案第 120 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は西予市浄化センター及び中継ポンプの維持管理事業、農業集落排水の田之筋・中川・石城・多田・明間の各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理業務における、令和 7 年度の債務負担行為を設定するものでございます。

公共下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

現在稼働中の各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理事業につきまして、農業集落排水から公共下水道へ統合する永長浄化センター、神野久浄化センターを除き、今年度に引き続き、令和 7 年 4 月 1 日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当業務の当該業務の委託事業者決定と、受託業者決定などの事務を進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○兵頭委員長

紙崎課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

7年度に永長と神野久、下水道に入るということで、前年度6年度と比べて、その分はこの委託管理費が安くなっているのか。

○紙崎上下水道課長

委託料でございますけれども永長・神野久の委託料については、基本的に浄化センターの分の委託費っていうのがなくなります。あと、マンホールポンプ等の委託費につきましては、公共下水道のほうの西予市浄化センター、そちらの委託費のほうへ上乗せをしております。

○河野委員

浄化センター、集落排水のセンターの維持費はなくなるが、ポンプとかの維持、動かすやつの費用はそのまま残るということですか。

○紙崎上下水道課長

永長浄化センター、そして神野久浄化センターについては、今、浄化システムが稼働しておりますけれども、そのシステムを停止いたしまして直接管路を公共下水道のほうへつなぐということで、2つの浄化センターの維持費、管理費は不要となる見込みでございます。

○河野委員

ちなみに2つのセンター費用が要らなくなる、その金額が分かれば教えていただいたらと思います。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時25分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前9時28分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問については、担当である山本係長から答弁をいたします。

○山本係長

ただいまの河野委員の質問ですが、参考までに永長の維持管理費が年間235万円、神野久の方が500万円ということになっております。その部分が、一応公共に統合することによって、削減になりますが、神野久の方はマンホールポンプの維持管理費があるので、このうちのなんばかは、公共のほうに乗つかつてくるような形になるので丸々500万円が削減になるわけではありません。永長

の方は、処理区内にマンホールポンプがありませんので、雨天時の不明水が入ったときの晴天時返送用のポンプの維持管理費で、多少の金額が、公共施設に公共浄化センターの維持管理費に乗つかつてくるというような形になっております。

○宇都宮久見子委員

永長と神野久の浄化センターの今後の利用方法についてなんですが、空いた後どういう活用方法にするのか、決まつてることがあれば、御説明いただけたらと思います。

○紙崎課長

永長と神野久の浄化センターの跡地利用でございますけれども、今のところは、地元に説明するときに、地元で防災倉庫として御利用していただけたらということで説明はいたしておりますけれども、まだ地元のほうからそれで利用するというようなお話を聞いておりません。今後、調整をしていきたいと考えております。

○兵頭委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第120号「令和6年度西予市下水道事業会計補正予算（第3号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩とします。（休憩 午前9時31分）

【産業部】

【経済振興課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時46分）

これよりは経済振興課の所管になります。

兵頭部長の御挨拶をお願いいたします。

○兵頭産業部長

挨拶を行う。

○兵頭委員長

それでは、経済振興課所管分の審査を行います。

まず、議案第 99 号「西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは議案第 99 号「西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回、全国かまぼこ板の絵展覧会がサントリー文化財団による第 46 回サントリー地域文化賞を受賞いたしました。

この賞は、地域文化の発展に貢献した団体個人を、顕彰するものでございまして、あわせて副賞として 300 万円を西予市のほうにいただいております。副賞の内訳といたしましては、受賞者のさらなる発展を期待する同賞の趣旨にのっとり、全国かまぼこ板の絵展覧会の事業推進に活用いただきたい旨の依頼が、同財団から添えられております。

そこで今回の改正は、この副賞や目的が明示された寄附金、民間から寄贈された美術工芸品などを財産として位置づけまして、展示施設の環境整備や文化振興に活用できるよう、必要な事項を定めるため条例の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願いいたします。

○兵頭委員長

岡田課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 99 号「西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」経済振興課所管分について、議題といたします。

岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは引き続きまして、議案第 117 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 7 号）」経済振興課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書に基づき説明いたします。20 ページ目を御覧ください。

7 款 1 項 8 目ジオパーク推進事業費 39 万 4000 円の増額補正でございます。この増額補正につきましては、光熱水費において実績に伴い不足が見込まれる電気料を計上いたしております。

続きまして、23 ページ目を御覧ください。

10 款 6 項 3 目文化施設運営管理費 126 万 7000 円の増額補正のうち、ギャラリーしろかわ管理運営費 31 万 3000 円の増額補正でございます。こちらにつきましても、光熱水費において実績に伴い不足が見込まれる電気料を計上させていただいております。

続きまして、10 款 6 項 4 目町並み保存対策費、町並み建造物修理修景事業 531 万 9000 円の増額補正でございます。これにつきましては、現在、修理している伝統的建造物の工事内容の見直し、数量の変更等による増額補正でございます。

続きまして、25 ページ目を御覧ください。

13 款 2 項 1 目基金費、文化振興基金事業 300 万円の増額補正でございます。先ほど条例制定において説明いたしました、サントリー文化財団によるサントリー地域文化賞の副賞を市の一般会計で受入れしまして、同額を西予市文化振興基金に積立てするための積立金を予算計上するものでございます。

続きまして歳入になります。10 ページ目にお戻りください。

歳入 10 ページ目、14 款 2 項 7 目教育費国庫補助金、国宝重要文化財等保存整備費国庫補助金（重伝建保存地区）501 万 2000 円の増額補正でございます。先ほど歳出予算の説明でも申し上げました、工事内容の変更により、国庫補助対象事業費が増額になったことに伴いまして、増額する補正でございます。

続きまして、12 ページ目を御覧ください。20 款 5 項 4 目雑入、教育費雑入総額 300 万円の増額補正でございます。先ほど歳出予算の説明で申

し上げました、サントリー文化財団によるサントリー地域文化賞の副賞の受入れ額を増額するものでございます。

続きまして、21款1項7目教育債、町並み建造物修理・修景事業270万円の増額補正でございます。先ほど歳出予算の説明で申し上げました工事内容の変更により、事業費が増額額になったことに伴いまして、増額するものでございます。

以上で、経済振興課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○兵頭委員長

岡田課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

先ほど町並み建造物修理・修景事業531万9000円、この内容がもし分かれば教えていただきたいなと思いますが。

○岡田経済振興課長

全体事業費として2944万7000円の事業になっております。そのうち、増額ということで、531万9000円を計上させていただいたところですが、この工事内容の見直しの部分といたしましては、痕跡確認等で重要建造物ということで、専門家が対象になる建物を検査しながら工事を進めていくんですが、その中で痕跡調査等によりまして、建具等の見直しが必要ということと、樋を銅製のものに変更することが、伝統的建物として望ましいという結果が出まして、審議会でも協議した結果、それを工事に反映させるということで、増額補正ということにさせていただいております。

○兵頭委員長

その他質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」経済振興課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案通り可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時59分）

【林業課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時02分）

これよりは林業課所管分について審査を行います。議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」林業課所管分について議題といたします。

酒井課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」林業課所管分について御説明いたします。歳出から御説明いたします。補正予算書の19ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は2704万2000円の増額です。有害鳥獣捕獲対策事業のうち、有害鳥獣総合捕獲奨励金として、農林業への被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲実績に応じて奨励金を交付しておりますが、今年度4月から9月末までの有害鳥獣の捕獲数が、イノシシは昨年度の約2.3倍、鹿が1.2倍、そのほかハクビシン、アナグマにおいても2倍以上となっており、当初の計画を超える見込みとなるため、有害鳥獣総合捕獲奨励金2704万2000円を計上するものです。

続きまして、補正予算書の25ページをお開きください。

13款2項1目基金費、森林環境譲与税基金事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は15万4000円の増額です。森林環境譲与税譲与額の増額及び森林環境譲与税基金利子収入の増額見込みによるものです。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。補正予算書9ページをお開きください。

2款5項1目1節森林環境譲与税、補正額は4000円の増額です。森林環境譲与税条約の期間増額によるものです。

同じく補正予算書11ページ。16款1項2目1節利子、森林環境譲与税基金利子、補正額は15万円の増額です。森林環境譲与税基金利子収

入の増額見込みによるものです。森林環境譲与税4000円及び森林環境譲与税基金利子15万円につきましては、補正予算書25ページの森林環境譲与税基金事業の特定財源として充当いたします。

同じく補正予算書12ページ。18款2項38目1節森林環境譲与税基金繰入金、補正額は301万円の増額です。補正予算書19ページの有害鳥獣捕獲対策事業のうち、ニホンジカの捕獲奨励金の特定財源として充当いたします。

以上で、林業課所管に係る12月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○兵頭委員長

酒井課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮俊文委員

有害鳥獣の件ですが、農水のほうと重なりますが、私もミカン作りしておりますが、かなり深刻な状態です。特にイノシシですが、最初電気柵、それから鉄筋柵、いろいろやっても防ぎようがないと。これは獲るしかないというのが農家も当然分かってきておるわけなんですが、昨年は多少減ったかなという感覚でしたが、今年はあまりにもひどい。補正でやってくれて助かっているわけなんですが、本当に深刻で深刻で、もう産業が成り立たんぐらいな地域があります。それでやはり県にも依頼なりお願いもせないけんことなんですが、例えばこの1頭に対する補助をもう少し増やしてもらうようなことができるんであれば、もうそれで言うたら、生計成り立つ、例えば倍ぐらいになれば、年間100頭とすれば300万円というふうな本当にそういう策を考えないと、ただ農家が、合間に獲るようなレベルじゃなかなかやっていけない。そうだからといってそれに関わると本業がやっていけないというのが、これは本当に農家の悲痛な声なんで、まず、これどこでどうお願いしていいもんやら分かりませんが、市として、やっぱりそういう対応を県に投げかけていくことが大事ではないかと思うんですが、その点どのようにお考えかちょっと聞きたいんですが、難しい質問です。

○酒井林業課長

イノシシ等の県の補助金があるんですけども、補助金につきましては、当市の当初要望額の6割

程度の交付決定となっておりまして、県の予算額の範囲内での配分と現在はなっております。当市におきましてはイノシシについては、捕獲奨励金は1万円なんですけれども、近隣市町との動向も見ながら、今後検討していきたいと思っておりますが、今のところは近隣市町も、同程度の額となっております。

○兵頭産業部長

県とか、国の補助金もそうですが、市長会とか、そういうところの要望の場もございますので、担当課のほうで検討して、理事者とも相談して、要望等はしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○河野委員

有害鳥獣ですけれども、捕獲隊というか獵友会の支部というかそこら辺で対応が違う、支部ごとに違うという話も聞くわけなんですけれども、ウリ坊は小さいから逃がす、ある支部は全て捕獲すると。そういう捕獲隊への指導いうたらあれやけど要望の中で、どういった話をされておるのか聞かしていただいたらと思います。

○酒井林業課長

林業課のほうでは、捕獲隊によってそのウリ坊は逃がすとか、そういうことはちょっと聞いてはいないんですけども、有害鳥獣の捕獲としては、成獣であっても幼獣であっても奨励金の対象になることとなっておりますので、それで報告していただることはしております。特にそういった逃がさないようにというような、うちのほうから、そういう指示とかはしておりませんが、全部捕獲したものは出しているものと思っております。

○河野委員

同じく、有害鳥獣ですけれども、後であるわけなんですけども、農林水産課のほうの農作物被害のほうには県の支出金があるわけなんですけれども、こちらのほうにはないのか、あるいは県としてはもう一本で出されておるのか、そこら辺の内訳が分かれば。

○酒井林業課長

林業課所管の総合捕獲奨励金につきましては、県のほうで、イノシシ、ニホンジカ等、ニホンザルについては補助金がございます。農業水産水産課の所管については国の交付金となると思います

ので、別の補助金となっております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮久見子委員

ちょっと予算のことではないんですけども、有害鳥獣のところで、今年はイノシシが2.3倍っていう説明があったかと思うんですが、今朝のニュースでも街中にイノシシが出ましたとか宇和町らでもよく聞くんですけど、子どもへの通学路にイノシシがおるんですけどとかっていう話をよく聞くんですけど、これからそういう場面に出くわしたとき、私たちはどういう対応をとつたらいいのかなっていうのがちょっと分からぬ部分があって、その辺りちょっと分かれば御説明いただけたらと思うんですけども。

○酒井林業課長

市街地に出たイノシシ等につきましては、警察か、市役所のほうに連絡をしていただいて、市役所のほうでも、実施体がありまして、イノシシを山に追い返すといったようなことにはなるんですけども、警察と連携して、そういった対応をするようにしておりますので、警察か、市役所のほうに連絡をしていただいて対応しております。

○宇都宮久見子委員

対応されてるということは分かったんですけども、市民の方とかよく、「どうしましょう、イノシシがおるんですけど」みたいなことを聞くことがあるんで、啓発というかそういうときはここに連絡くださいねっていうようなことを広報なり、何らかの周知を少ししていただいて、これだけニュースになってることもあるんで、検討していただけたらと思います。

○酒井林業課長

農業水産課のほうと協議をいたしまして周知していくように検討してまいります。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」林業課所管分について、原案に

賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩とします。（休憩 午前10時16分）

【農業水産課】

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前10時28分）

農業水産課所管分について、お諮りいたします。議案第100号「西予市農林業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第100号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市農林漁業活性化施設条例では、西予市民の交流を図り、生活改善活動及び生きがい活動を創造し、地域社会の活性化の推進を目的として、西予市明浜農林漁業体験実習館、西予市城川ふるさと創作館、西予市野井川高齢者活動促進施設を整備しているところでございます。

このうち、西予市明浜農林漁業体験実習館につきましては、令和6年に消費者及び地域住民の交流イベント等、交流活動の拠点整備を図り、交流を基幹とした、農業農村の活性化を促進する目的で設置されました。

また、西予市野井川高齢者活動促進施設につきましては、平成10年に高齢者の生きがい発揮や女性の能力を活かした営農活動、特産品の研究開発、生活改善活動を行うなど、地域の活性化と農林業の振興を図るために設置されました。

今回の改正につきまして、明浜農林漁業体験実習館においては、西予市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の利用等を検討した結果、民間に貸付けて活用することが適当と判断したことから、廃止とし普通財産化するものです。

また、野井川高齢者活動促進施設につきましては、耐用年数が過ぎ、施設利用も大幅に減少している中で、今後も維持管理に経費がかかり続けることから、地元の同意を得て、廃止とするもので

す。なお、残る西予市城川ふるさと創作館については、継続して管理するに当たり、使用料等を見直しております。

これらのことから、西予市農林漁業活性化施設条例から、西予市明浜農林漁業体験実習館及び西予市野井川高齢者活動促進施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 100 号「西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について」原案のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 101 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設の条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 101 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例は、市内において生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作、研究及び販売活動等を行うことにより、地域農林産物の流通販売の拡大と地域農業者の生産、経営意欲の向上を促進し、農林水産業の振興並びに農山村地域の活性化を図ることを目的として設置されております。本施設は、平成 15 年に建築され、渓筋農産物加工組合に指定管理し、食品加工を中心に、給食サービスやイベント、加工食品製造など、地元の農林水産物を利用して、地域活性化を図り、地域の拠点と

して有効活用してきましたが、施設の処分年限である耐用年数が経過し、財産処分が可能となったことから、西予市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の利用等を検討した結果、譲渡し、活用することが適当との判断となり、施設譲渡における調整も整ったことから、条例を廃止し、普通財産化するものであります。

以上御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

渓筋の今の農林水産物処理加工施設の譲渡先っていうのは、決まっているんですか。

○松末農業水産課課長

譲渡先でございますが、渓筋農産物加工組合が今現在指定管理をしておるわけなんですけども、そこが法人化をする計画がありますので、法人格を取得した渓筋農産物加工組合に譲渡する予定としております。

○河野議員

今の渓筋の加工施設ですけれども、耐用年数が過ぎたというお話をでしたが、耐震化はどんなんですか。

○松末農業水産課課長

建築基準法の耐震化規定がされたのが昭和 56 年というふうに記憶しておりますが、この建物は平成 15 年に建築されておりますので、その基準は満たしておるところです。

○兵頭委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 101 号「西予市渓筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり

可決することに決しました。

続きまして、議案第 102 号「西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について」担当課長の松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 102 号「西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

明浜農産物集出荷施設は、明浜町特産品の産地直送体制を整備し、農業者と消費者等の交流に基づく、自主的な村づくり活動等、生産及び生活のための近代化条件の改善を推進することを目的としております。

本施設は、平成 6 年に建築され、柑橘を中心に、農業者の運搬配送の労力軽減のため、集出荷の拠点として有効活用されてきました。建築から 30 年が経過しておりますが、西予市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の利用等を検討した結果、民間に貸付け、活用することが適当との判断となり、条例を廃止し、普通財産化するものであります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 102 号「西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 105 号「西予市野村青汁工場の指定管理の指定について」を議題といたします。松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 105 号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げ

ます。

本施設は、平成 13 年度に建築されたもので、市内で生産された農産物の処理加工、出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を通して、農家所得の向上と地域雇用の創出及び地域活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選考評価委員会での審査の結果、非公募により株式会社グリーンヒルを指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由といたしましては、施設開設以来 22 年間、一貫して運営管理を行ってきており、すぐれた製造技術の確立とともに、順調な販売実績を達成していること。さらに、先進的な取組として、F S S C 22000 の承認によって、商品の安全性の向上と、徹底した品質管理に努めていること。地域農業振興並びに地域雇用の安定を図っていること。

また、今後も、製品の販売を株式会社ファンケル関連の会社が行なうことが想定されるため、西予市、東宇和農協、株式会社ファンケルが、合同出資した当該会社による運営が妥当であることなどから、引き続き行なわせることが適当と判断したものであります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

ここまで大きな会社だとは正直私、認識してなかつたんですけども、この業績の収支計画書を見ても、かなり良好な会社だと思います。一つですね、ここの採算原料はこれ全部西予市内で生産されてるものなんですか。

○松末農業水産課課長

原料はケールという農作物になります。全部の生産面積というのが 2382 アール。23.8 ヘクタールありますが、そのうち市内の生産面積は 732 アール、7.32 ヘクタール。市外が 1650 アール、16.5 ヘクタールとなっております。市外の産地、生産地であります、JA 愛媛たいき、大洲です

ね、これが 669 アール。それから J A 愛媛中央が 191 アール。鹿児島県志布志市が 790 アールという内訳になっております。

○宇都宮俊文委員

今の関連です。これケールは多分、野村とかでやられてるもんやけど専業農家いうかどれぐらい今おられます。その伸び具合というか生産者が増えてるのか減ってるのか。出来たら経営内容とか、どんなものか。聞ける範囲で構いません。

○松末農業水産課課長

まず、生産農家なんですけど、西予市内の生産農家は 14 戸、それから、グリーンヒル自らが生産しておりますので、農家の 14 戸とそれからグリーンヒル 1 法人、プラスしまして 15 経営体が生産しております。生産の状況、生産量の上限、下限というところはですね、ちょっと前年比とかはつかんでおりません。

○兵頭委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 45 分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前 10 時 48 分）

○松末農業水産課課長

ケールの経営状況とかその点につきましては、野村支所産業建設課長の酒井課長のほうからお答えいたします。

○酒井野村支所産業建設課長

経営状況についてお答えをいたします。大体、個人の経営としまして夫婦で 30 アールというところが限界というふうに話を聞いております。やはり高齢化をされるということですので、農業者は少しずつ減っておるんですが、その分を補填するためにグリーンヒルのほうが農地を借り上げて作付を行っているというような状況で、なかなか新規就農といった形では入ってくるパターンは少ないんですが、維持するための努力を、グリーンヒル自体がやられておるというような状況であります。

○宇都宮俊文委員

なかなかこれ経営的に厳しいということですが、せっかくこれ、西予市の推奨している品種ですんで、グリーンヒルとの関係もありますでしょうし、やはり経営的に成り立つような仕組みもこれ考えるべきではないか。夫婦でやって売上げが上がって、経営が成り立つようなことになれば、やっぱ

りいいんですが、なかなかやっぱり同じ農業者として、採算合うかどうかが 1 番大変やろうと思うんで、採算が合えば、雇用とか入れてやればいいと思うんですが、御検討ください。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 105 号「西予市野村青汁工場の指定管理の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 106 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」を、議題といたします。松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 106 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、農業経営の安定に資するため、平成 9 年 3 月に漁船の定期的な点検補修施設として、漁港改修事業により整備されたものです。今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により愛媛県漁業協同組合明浜支所を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、漁船の船揚げを対象とする中で、利用者の大半が漁協組合員であること。また、船揚時等の事故に際しても、損害保険対応を熟知しており、万全の体制が図られていること。加えて、指定管理者に移行以来、16 年間一貫して管理運営を行ってきており、運営に関するノウハウが蓄積され、今後も適切な事務処理、及び、健全な運営が期待できることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。
これより本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。

議案第 106 号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 107 号「西予市物産館どんぶり館の指定管理者の指定について」を議題といたします。松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 107 号「西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 11 年度に建設されて以来、西予市産の農林水産物や農産加工品の販売、地域食材を活用した食の提供等で大きな実績を挙げております。市を代表する施設となっております。今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者と選定評価委員会での審査の結果、非公募により株式会社どんぶり館を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、施設開館以来 24 年間、一貫して運営管理を行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されているとともに、経営的にも安定した収益が確保されていること。また、平成 26 年 4 月には道の駅登録を受けたことから、さらに県内外に認知され、年間約 49 万人にも及ぶ利用客が訪れるなど、西予市和インターチェンジ付近の立地条件を生かした市の玄関口としての施設運営実績があり、加えて地域産品の販売拠点及び観光情報の発信拠点としての負託にこたえる人的、物的能力を持った会社であることから、引き続き、施設の管理運営を行

わせることができます。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。
これより本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。

議案第 107 号「西予市物産館どんぶり館の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 108 号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 108 号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 5 年度から 6 年度にかけて建設されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な畜農活動の推進を目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市に指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により東宇和農業協同組合を、指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由といたしましては、当組合は、施設開館以来 30 年間一貫して、運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること。さらに、健全経営と率的な運営がなされてきた結果、地域農業者の経営意欲の向上と、経営体質の強化を図るための実績が認められていること。加えて当施設は、当組合の畜産部及び愛媛県酪連の総合事務所として活用しており、本市の畜産拠点施設として、定着していることから、

引き続き行わせることが適當と判断したものであります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

ただいまの施設の運営方針の中の（5）で、畜産振興だけにとどまらず、地域住民との交流等を深めるという文言がありますが、今までに実績としてどういうふうなものか、もしあれば説明していただきたいなと思います。

○松末農業水産課課長

この施設は、家畜の係留施設などもありまして、2カ月に1回、偶数月なんですけど、和牛の子牛の競りであるとか、共進会、品評会というのを開催しております。特にその共進会においては、酪農畜産部でありますとか、肥育農畜産部の御婦人方、女性部にバザーであるとか、そういうものを開催して、地域の住民の方に来ていただいております。それから、らくれんの乳製品があるんですが、それをここでセットにして販売したりとか、抽せん会などもやって、子どもたちも来て、そういう賑わいをしております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第108号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第109号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」を松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第109号「西予市野村飼料混合施設の指定

管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成6年度に野村畜産総合振興センター関連施設として建設され、酪農、肉用牛等、家畜経営における購入飼料のコスト低減と、高品質畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と、飼料供給システムの構築により、経営の安定を図ることを目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を、指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由といたしまして、施設開館以来30年間一貫して管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること。さらに、これまでの経営状況の分析によって、健全経営効率的な運営及び、畜産農家の生産性向上に寄与するなどの実績が認められることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適當と判断したものです。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第109号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第110号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 110 号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 17 年度及び 18 年度に整備され、西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的としている施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により大野ヶ原環境施設組合を、指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由といたしまして、本施設は、事業計画の段階から、地元組合で施設の管理運営を行うことが条件となっており、施設整備の事業完了と同時に、地元畜産農家を主体とした当組合が設立され、施設開設以来 18 年間一貫して管理運営を行ってきました。大野ヶ原地域は県内有数の観光地でもあり、今後も畜産振興とあわせて、景観に配慮した適切な管理運営が必要とされる中で、当組合は、目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されており、今まで適切な運営がなされてきた実績からも、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 110 号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 111 号「西予市野村町エコ

センターの指定管理の指定について」を議題いたします。

まず、松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第 111 号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、畜産農家が抱えるふん尿処理問題及び家畜排せつ物法への対応のため、平成 15 年度及び 16 年度に整備された施設です。

今回、指定期間の終了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により東宇和農業協同組合を、指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、当組合は、施設開設以来 19 年間一貫して管理運営を行ってきており、堆肥生産に関するノウハウが蓄積されていること。堆肥の生産者である畜産農家と利用者である耕種農家のほとんどが農協組合員であり、農家の生産活動に密着しているとともに、堆肥原料の確保、堆肥の利用の連携が容易であること。また、生産資材等の販売業務を行っており、流通コストの低減と西予市ブランドの堆肥の供給が図られることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員長

111 号だけではないんですけれども、指定管理者の指定期間です。全て 3 年となっておりますけれども、ほぼ変更がないという現状から見て、もっと、この指定期間長くすることは出来ないのか、お聞きしたらと思います。

○松末農業水産課課長

今までの議案の中にもございましたが、条例の改正であるとか廃止の中で、西予市公共施設等総合管理計画の中での方針が決まっておりまして、譲渡の方針が出ておるものですから、譲渡の方針が出ているものを、長い期間 5 年であるとか、それ以上の指定管理の期間をとつておくっていうの

はあまり適当でないというふうに考えておりまして、できるだけ3年を期間として設定して、その間に、その方針に向けて、協議を行っていくということをしないといけないと思っておりますので、3年にさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第111号「西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○兵頭委員長

举手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩とします。（休憩 午前11時12分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

次に、議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」農業水産課所管分についてを議題といたします。松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課課長

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」農業水産課所管分について御説明申し上げます。

歳出予算から説明させていただきます。補正予算書を19ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費の6億1309万4000円を1641万円増額し、6億2950万4000円とするもので

今回の補正は、農作物被害対策事業において、鳥獣被害防止総合対策事業補助金を増額計上するものです。この事業は、イノシシやニホンジカなど、農作物に被害を及ぼす鳥獣を捕獲したものに補助金を交付しておりますが、4月から9月の捕獲実績と10月以降の捕獲見込みが当初計画を上回ったため、不足する鳥獣被害防止総合対策事業補助金1641万円を増額計上するものです。財源

については、県支出金を充当します。

続いて、9目農業施設管理費の8804万3000円を564万円増額し、9368万3000円とするものです。

この補正は、渓筋農林水産物処理加工施設管理運営事業において、施設の改修等を行うための財源とする指定管理施設改修等負担金及び指定管理施設設備品購入負担金を計上するものです。渓筋農林水産物処理加工施設は、市内で生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作、研究及び販売活動を行うことにより、地域の農林産物の流通、販路の拡大と、地域農業者の生産、経営意欲の向上を促進し、農林水産業の振興並びに農山村地域の活性化を図るため設置している施設です。この施設は、渓筋農産物加工組合に指定管理しておりますが、地元地域づくり組織である渓筋自治振興協議会から、施設の活用方法を示した利活用促進計画が提出され、その中で、施設において20年以上が経過し、老朽化が著しいことから、改修及び備品購入の要望があったため、利活用計画に基づく改修計画等の経費を負担するため、指定管理施設改修等負担金512万3000円及び指定管理施設設備品購入負担金51万7000円を計上するものです。

補正予算書20ページをお開きください。

続いて、6款3項2目水産振興費の1328万7000円を48万7000円増額し、1377万4000円とするものです。この補正は、漁業関係各種補助金事業の魚類養殖等共済支援事業補助金において、養殖業者が養殖共済に加入するための契約掛金を補助対象経費とし、補助率4分の1以内、上限100万円を事業を総括する漁業協同組合を経由して、漁業者に交付し、経営支援を行っていますが、このたび、養殖共済契約掛金の実績が確定したことから、不足する魚類養殖と共済支援事業補助金48万7000円を増額計上するものです。

続いて、補正予算書24ページをお開きください。

13款2項1目27節繰出金7万4000円のうち、肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金事業1万6000円、肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金事業1万円、野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金事業2万5000円を増額計上するものです。

続きまして予算書 11 ページにお戻りください。続いて歳入予算について、説明申し上げます。

15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金、7 億 9451 万 7000 円を 1641 万円増額し、8 億 1092 万 7000 円とするものです。歳出予算で説明いたしました農作物被害対策事業に充当いたします。

続いて、16 款 1 項 2 目 1 節利子 252 万 2000 円のうち 5 万 1000 円を、野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金事業、肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金事業、肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金事業にそれぞれ充当いたします。

以上御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下副委員長

今の説明の中で、水産業の費用のところで、この産業建設委員会のほうで、先般、三瓶の養殖業者 4 業者との話し合いを持ちました。その中でも、やはり市としての補助体制っていうのは、水産業に対して非常に少ないのではないかというような意見も出ました。実際にこういった数字を見ると、ここにきちっと数字上がってるとんでも、やっぱり意外と少ないのかなというのが実感です。

ただこれ共済の支援事業につきましては、やはり近年、非常に海の状況はよろしくない。昨年もかなり三瓶の養殖業者の中で、魚の死が出てるということで非常に養殖業者もこれからの先、多分経営のところも苦慮されると思います。この市の体制として、養殖業者に対しての支援事由はこれからも、前向きな形で進めていただきたいなと思います。数的な等もこれで構いませんので、要望としてよろしくお願いをいたします。

○松末農業水産課課長

水産業の支援については、山下委員言われますとおり、支援事業が少ないと私も感じておるところでございます。少ない中で、財政も厳しいところであります。担当課としては、この共済事業でありますとか、稚魚の放流事業への支援でありますとか、そういうところは、今後も要求していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮俊文委員

先ほど林業課のところでも言いました、鳥獣害の被害、本当にもう私ミカンつくりやっとるんですが、最悪といつていぐらいいノシシ多いです。昨年の 2. 何倍かということで、ここ数年見ておりましても、おととしが結構おって、去年は少なかつた、少しほとしたら、もう今年はもうどうにもならないと。明浜の中でも田之浜地区ではもうほとんどもう柑橘づくりが出来ないんじゃないかぐらいひどい状態です。

もう特に地区においては、電気柵をやって、その後鉄筋柵やって、箱罠やって、それでもどんどん減ってないと。かなり人によれば 100 頭、200 頭ぐらい捕る人もおるんですが、もうこれ防ぎようがない、もう本当に捕るしかないところで、さっきもお願いしたわけですがやはりこれを捕ることを仕事にするぐらいな、例えば I ターンで来られた方とか農業体験したい方、この人らを本当にイノシシ捕る専門に、1 人、2 人、そういう事業をやってみるようなやり方もこれ今後大事ではないかなと思います。そうしないと、これまた来年なって、もっと増えるかもしれないということなんで国からそういう制度で農業したいという人らに対して、これも事業に入れれば一ついい対策になるんじゃないかなと。

それぐらいもう片手間でイノシシを捕りながら、農業をやるという次元じゃないぐらいひどい状態なので、また、これ来年また補正をかなり組まないといけないという予測もされますんで、そこら辺も、いろいろ案の一つに入れていただいたらと思います。お答えできれば、お考えをお願いいたします。

○松末農業水産課課長

宇都宮俊文委員が御指摘のとおり、イノシシの被害、今年は生息数が増えておりますので、今言われました田之浜の状況も伺っているところであります。農業水産課の 1 頭当たりの単価が 7000 円、獣肉処理加工施設持っていくとプラス 2000 円で 9000 円なります。林業のほうが 1 万円だと思いますので、1 万 7000 円ですが、それで、専業をして生活ができるというような方がたくさん出てきてもらえば、農業被害も減っていくと

いうふうに考えておりますので、今、農業水産課のほうで支出している1年間の最高の人が、300万円ぐらいありますので、それプラス林業ということがありますので、そういう方が何人か出てきていただければ、農業被害が減っていくので、その方のそういう意気込みというか、西予市にとっての地域貢献をしてもらうかっていうこともありますが、農業水産課としては、そういう人が出してくれればいいなと思ってますし、そういう働きかけもしていかないけんというふうには思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

暫時休憩を告げる（休憩 午前11時34分）

○兵頭委員長

再開を告げる。（再開 午前11時38分）

○松末農業水産課課長

補正予算書5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正一覧表のうち、上から7番目、西予市野村町エコセンター管理運営業務委託について、先ほど御説明いたしました各施設の指定管理者の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は84万9000円としております。

以上で農業水産課所管分の説明を終わります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

松末課長の説明は終わりました。これより本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○兵頭委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第117号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第7号）」農業水産課所管分についての原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○兵頭委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は、全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

○山下副委員長

以上をもちまして、令和6年度第4回定例会、産業建設常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

兵頭 学